

# 北海道 EV・PHV 普及促進検討研究会

## 規 約

平成22年12月21日制定

平成23年 5月24日改訂

平成24年 4月 1日改訂

### (本会の目的)

第1条 本会は、北海道における電気自動車（以下「EV」と称す。）及びPHVの普及促進に向けた課題解決、並びに地球環境に配慮した持続可能なモビリティ確保について検討することを目的とする。

### (本会の名称)

第2条 本会の名称は、「北海道EV・PHV普及促進検討研究会」とする。

### (本会の構成)

第3条 本会は、学・官・民のEV及びPHVにおける関係者をもって会員とする。

### (活 動)

第4条 研究会は、第1条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 北海道の特性を踏まえたEV及びPHVの普及に向けた課題解決のための研究
- (2) 地球環境に配慮したモビリティ確保に関する方策の検討
- (3) EV及びPHVに関する情報の収集・共有・交換
- (4) その他研究会の目的を達成するために必要な事項

### (研究会の組織)

第5条 研究会の構成は、第3条に規定する会員の中から組織する。

- 2 研究会に会長1名を置き、選任は構成員の互選とする。
- 3 研究会に副会長及び顧問を置くことができるものとする。
- 4 会長及び構成員の任期は1年とし、再任は妨げない。

### (全体会議)

第6条 全体会議は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長が全体会議に出席できない場合は、会長の指名した者がその全体会議において議長の代理を務める。

### (調整会議)

第7条 第4条各号の事項について、検討、調整を行うため、研究会に常設機関として調整会議を置く。

- 2 調整会議の構成員は、会員のうち、学識経験者、行政、道路管理者、ディーラー、電力会社及び参加を希望する者から、会長が指名する。
- 3 会長は、必要の都度調整会議を招集し、これを主宰する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは調整会議に関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。
- 5 会長が調整会議に出席できない場合は、会長の指名した者がその調整会議において議長の代理を務める。

(ワーキング・グループ)

第8条 本会にワーキング・グループ（以下、WG）を置くことができる。

2 WGは研究会の会員の中から、座長、幹事、メンバーで構成し、会長が指名する。

3 WGの座長は、必要のつどWGを招集する。

4 座長がWGに出席できない場合は、幹事はそのWGにおいて議長の代理を務める。

5 WGの座長は、必要があると認めるときはWGに会員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、一般社団法人北海道開発技術センター内に置く。

(雑 則)

第10条 この規定に定めるもののほか、研究会の組織および運営に関して必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則 この規約は、平成22年12月21日より施行する。

附 則 この規約は、平成23年5月24日より施行する。

附 則 この規約は、平成24年4月1日より施行する。